三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県鹿屋市串良町細山田字井料三九五五の二、三九六九の三、三九七〇の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県多気郡大台町岩井字持山谷一四七、一四八、一五〇の二、一五一、一五二の二、栃原字坪口一二九の一、字岡ケ野一八六〇の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字持山谷一四七・一四八・一五一・一五二の二・字坪口一二九の一・字岡ケ野一八六〇の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県多気郡大台町檜原字池ノ谷三一〇、三一八の一、三一九の一〇、三二〇の三、三二一の二、三二一の三、三二一の五、三二三の三、三二一九の一・三二一の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県松阪市飯南町下仁柿字稲葉一一一の一、一一一の二、一一四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字稲葉一一一の二・一一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千三百五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年十二月二十一日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。
平成二十三年十二月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

路線名　九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線
道路の区域

区間		変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
熊本県八代郡氷川町高塚字土穴瀬三五番二から同県八代郡氷川町高塚字大瀬田二三六番一地先まで	前	最大	五三	五五五
		最小	三〇	
	後	最大	三一三	
		最小	三一	

○国土交通省告示第千三百六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年十二月二十一日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。
平成二十三年十二月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

路線名　中央自動車道西宮線
道路の区域

区間		変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
恵那市武並町竹折字金山三六番五二から同市武並町竹折字金山四二番一四まで	前	最大	九六	八〇
		最小	五四	
	後	最大	七九	
		最小	五四	

○国土交通省告示第千三百七号

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第二条第二項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が指定する道路を次のとおり指定する。
平成二十三年十二月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

道路の種類	路線名	区間	備考
宮城県道	築館登米線	登米市迫町佐沼字新二本杉六番から同市中田町宝江新井田字並柳渕五二番四まで	東北縦貫自動車道弘前線と三陸縦貫自動車道を連絡する道路の一部